

ウエストナイル熱に係る関係省庁連絡会議（第6回）

平成18年7月12日(水)

10:30~12:00

厚生労働省省議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) ウエストナイル熱について
- (2) ウエストナイル熱に関する取組状況について
- (3) その他

< 資 料 >

- 資 料 1 ウエストナイル熱・脳炎について
- 資 料 2 ウエストナイル熱への農林水産省の対応状況について
- 資 料 3 ウエストナイル熱への厚生労働省の対応状況について
- 資 料 4 ウエストナイル熱への自治体の取り組みについて

- 参考資料1 米国におけるウエストナイル熱患者発生状況
- 参考資料2 米国から帰国したウエストナイル熱患者の輸入感染症例について
- 参考資料3 鳥類の輸入状況について
- 参考資料4 検疫所におけるウエストナイルウイルスの調査結果について
- 参考資料5 ウエストナイル熱対策関係参考通知

ウエストナイル熱・脳炎について

倉根一郎

(国立感染症研究所ウイルス第一部)

ウエストナイルウイルス

- * 1937年ウガンダで有熱患者の血液から分離された。
(新しいウイルスではないが比較的注目されていなかった)

蚊が媒介するウエストナイル関連ウイルス

血清型群

属する主なウイルス

デングウイルス: デングウイルス1型、2型、3型、4型

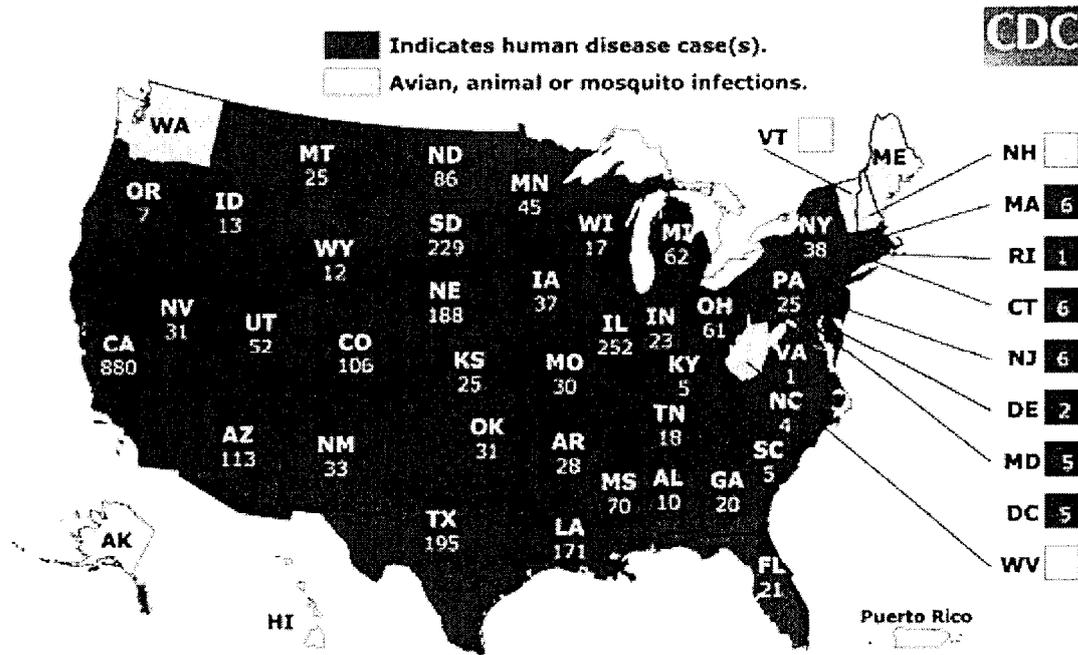
日本脳炎ウイルス: ウエストナイルウイルス
日本脳炎ウイルス、
セントルイス脳炎ウイルス、
マレー溪谷脳炎ウイルス、

非分類: 黄熱ウイルス

世界各国での主なウエストナイル熱流行 (1994年以降)

- アルジェリア 1994
- ルーマニア 1996
- チュニジア 1997
- ロシア 1999, 2000, 2001
- イスラエル 2000
- スーダン 2002
- アメリカ 1999 ~

2005年の患者発生状況

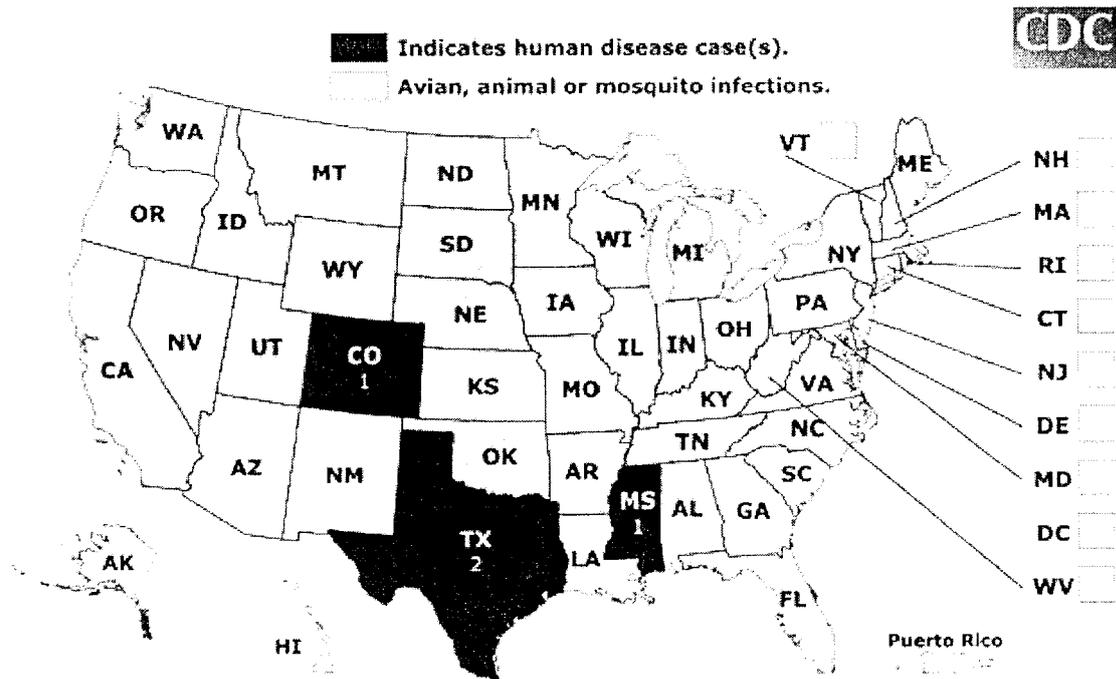


患者数3,000人(ウエストナイル熱54%、脳炎・髄膜炎43%、不確定3%)

米国におけるウエストナイル熱患者数 1999-2005年

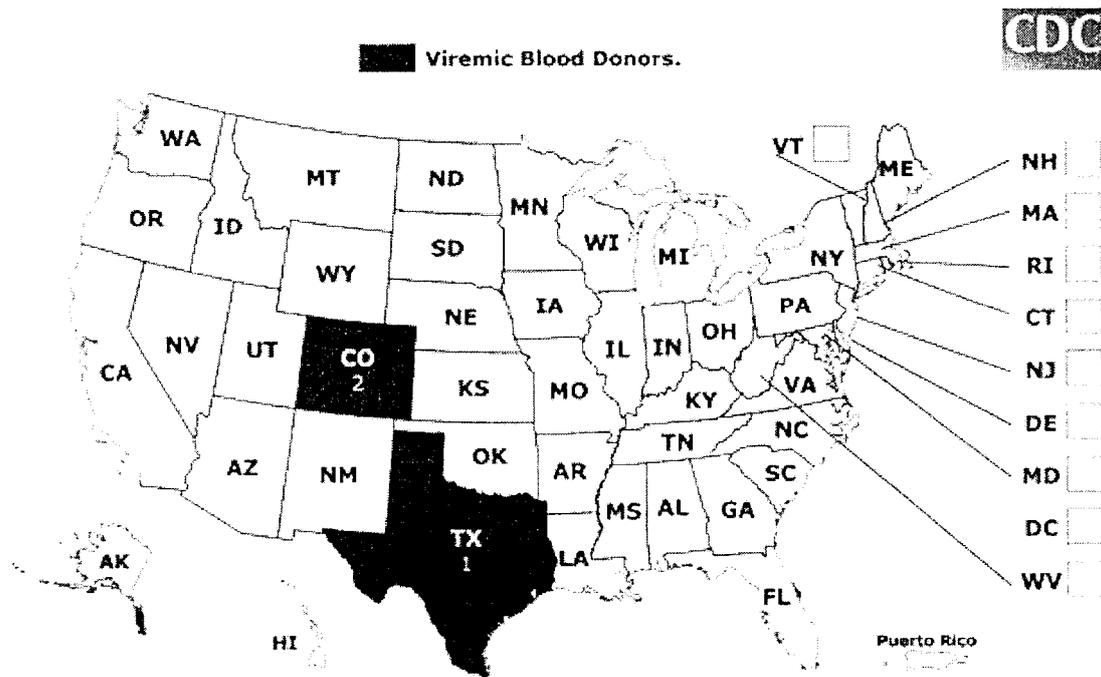
年	患者数	死亡者数
1999	62	7
2000	21	2
2001	66	9
2002	4,156	284
2003	9,862	264
2004	2,539	100
2005	3,000	119

米国における流行状況(2006年6月27日現在) (米国CDC原図)



患者4人(死亡0人)

ウエストナイルウイルス陽性健常献血者(2006年6月27日現在)



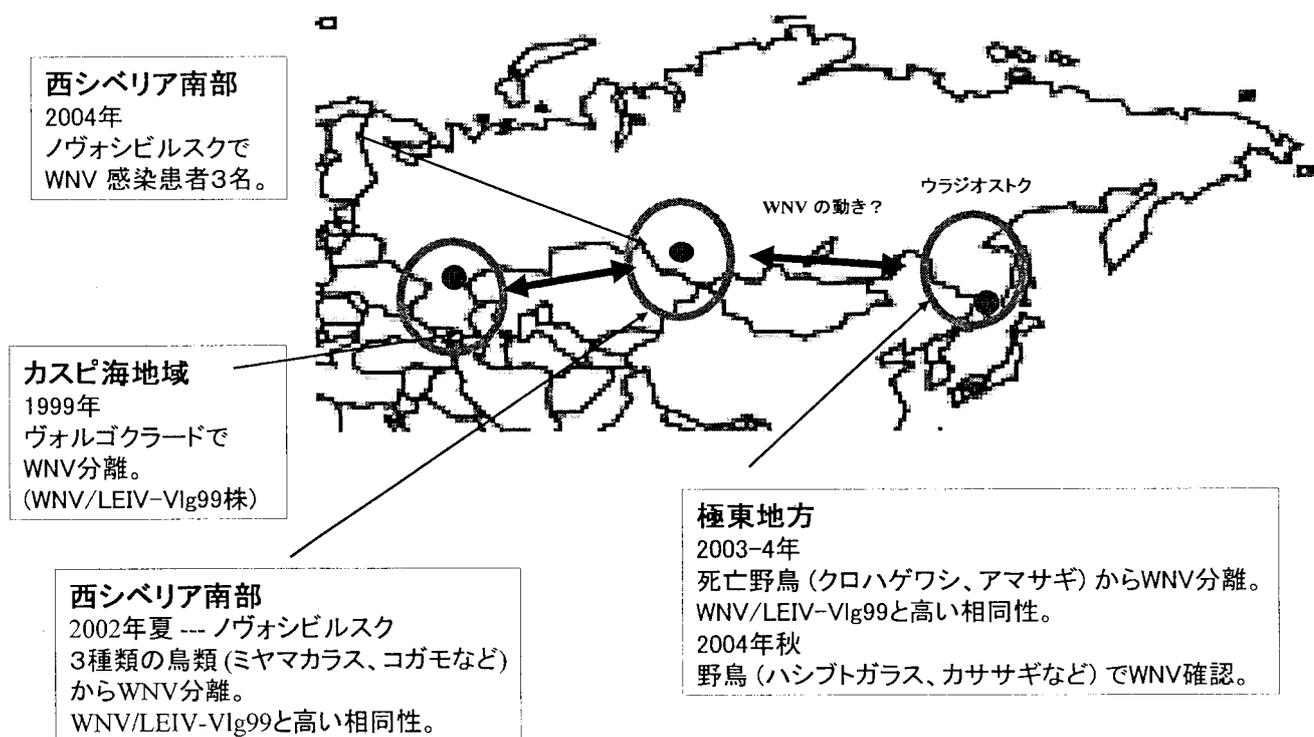
(米国CDC図)

カナダでのウエストナイル熱発生状況

2003年	1,494人
2004年	26人
2005年	236人
2006年(6/17)	0

中米、カリブ海諸国にも侵入が確認されている

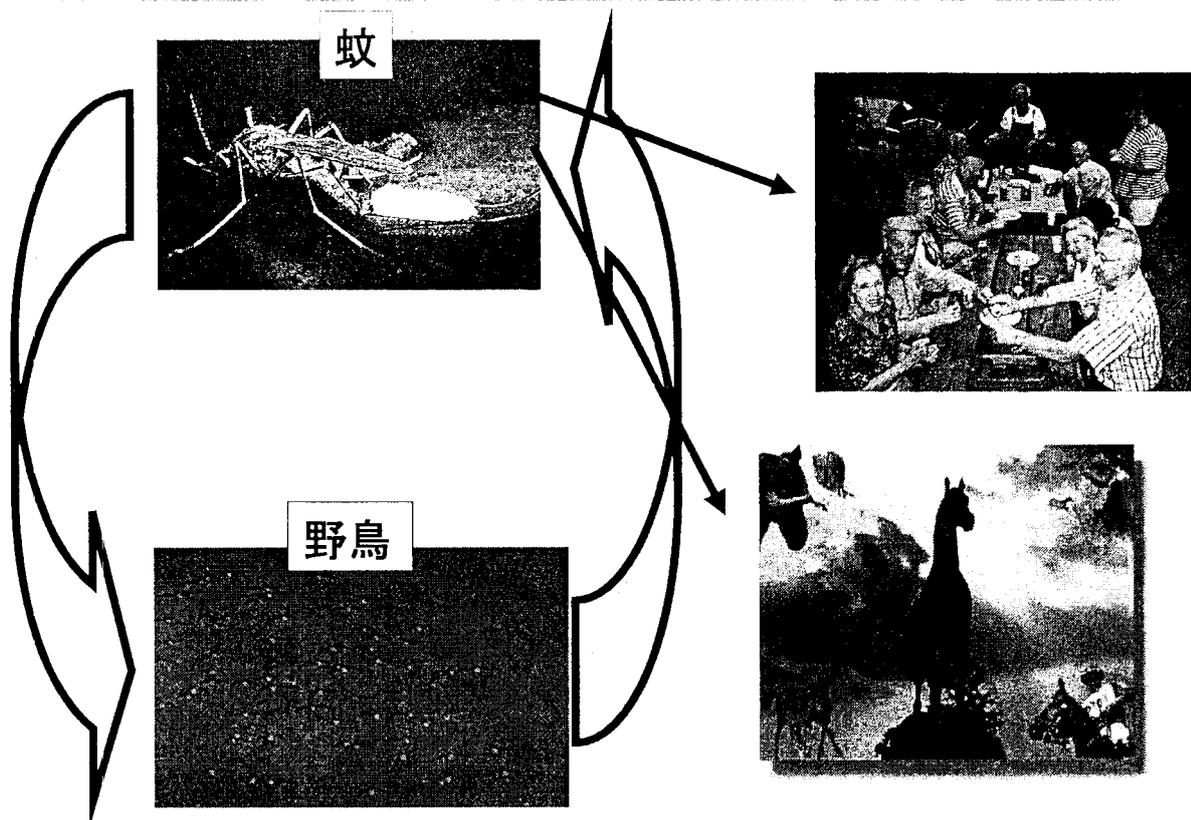
ロシアにおけるウエストナイルウイルスの状況



原図： 国立感染症研究所獣医科学学部、山田章雄博士、今岡弘一博士

ウエストナイルウイルス 感染の進展

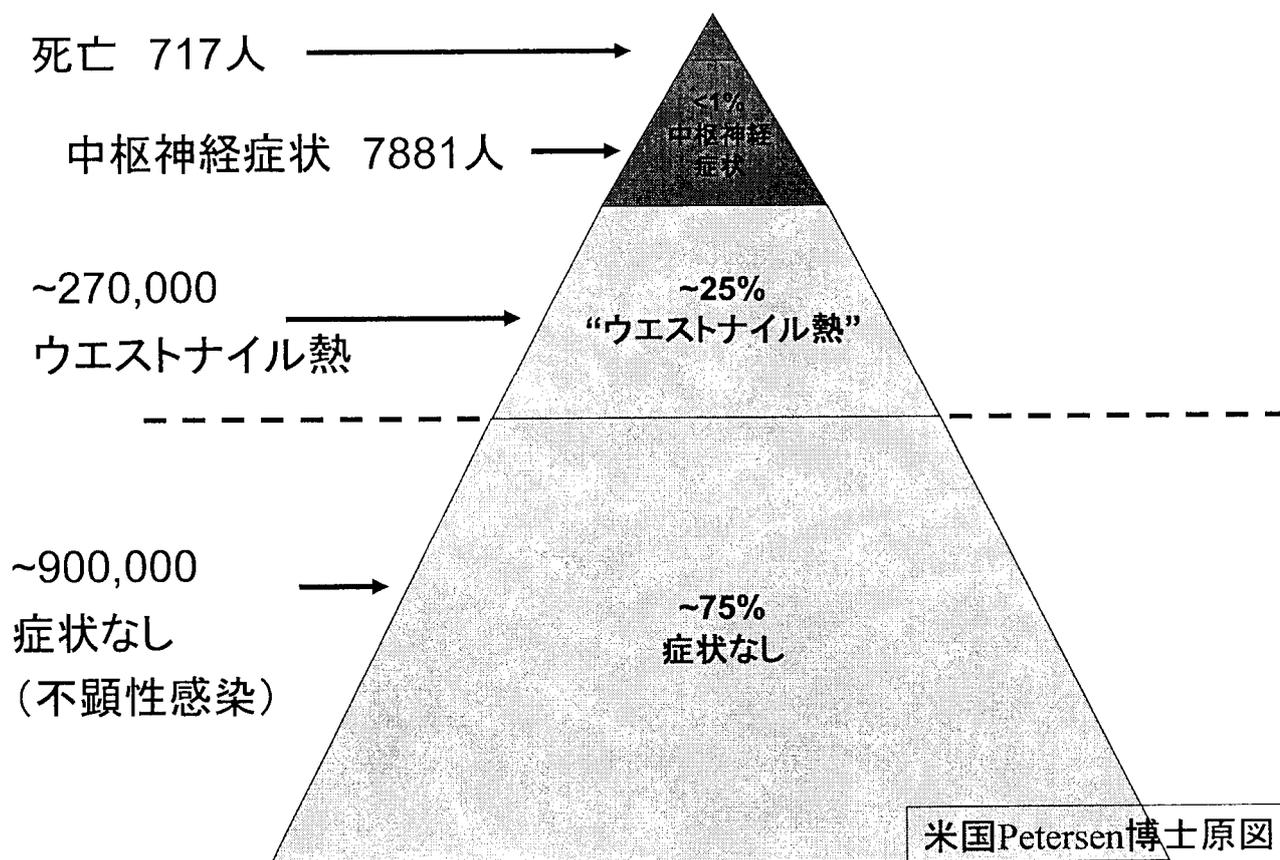
ウエストナイルウイルスの感染サイクル
(米国CDC 原図)



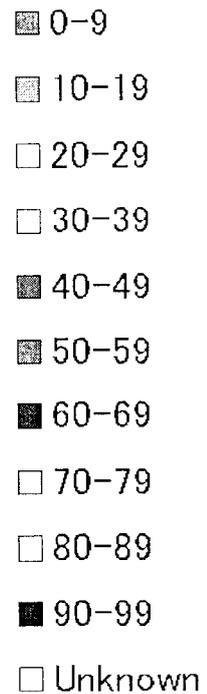
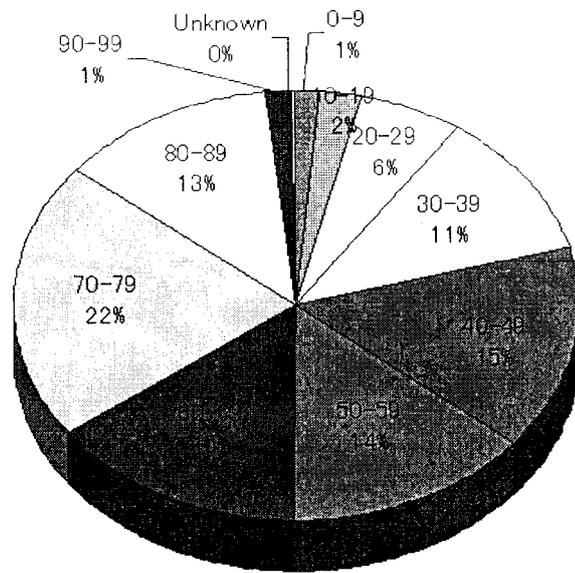
ウエストナイルウイルス感染と発症

- * ヒトからヒトへは感染しない
- * ヒト-蚊-ヒトの感染経路はない
- * 感染者の約20%が発症(約80%は症状がない)
- * 感染者の約1/150が脳炎(髄膜炎)を発症
- * 脳炎患者は高齢者に多い(致死率約10%)

ウエストナイルウイルス感染後の経過(米国CDC、1999-2005年)



2002年ウエストナイル熱年代別発病数(米国)

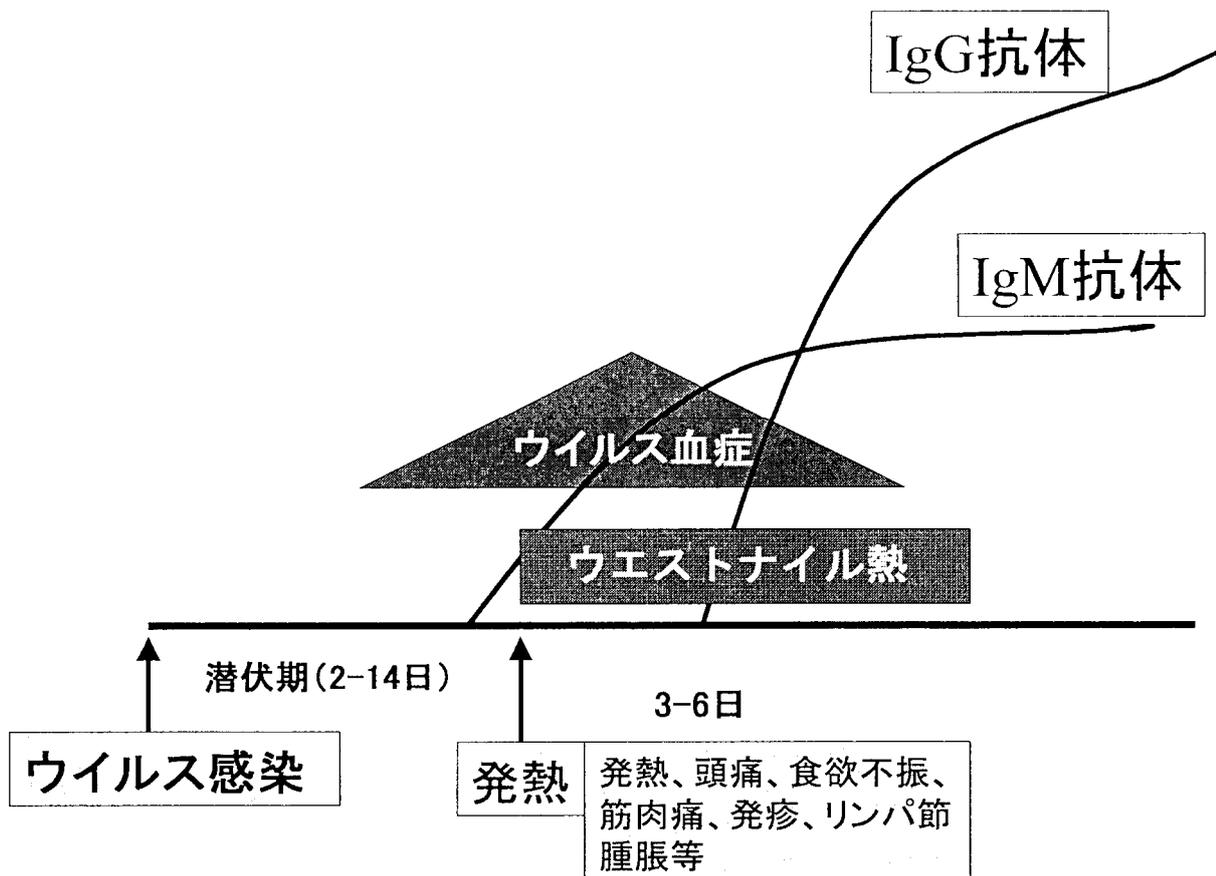


どの年代でも感染するが脳炎は高齢者に多い

ウエストナイルウイルス感染による症状

- * 急性熱性疾患(ウエストナイル熱)
- * 髄膜炎
- * 脳炎(髄膜脳炎)
- * 脊髄症状(急性弛緩性麻痺、ポリオ様)
- * 多発性神経炎様

多彩な症状を呈しうる



臨床症状

- 1) 潜伏期 2—14日 (普通は 1—6日)
- 2) 突然の発熱 39度以上
- 3) 頭痛、筋肉痛、時に消化器症状 (悪心、嘔吐等)、リンパ節腫脹
- 4) 発疹 (胸、背、上肢)、1週くらい続くことあり
- 5) 普通は 1週間以内で回復
- 6) その後倦怠感が残ることも多い

ウエストナイルウイルス感染： 新たな問題

- * 輸血によって感染した例。
- * 臓器移植によって感染した例。
- * 母乳によってウエストナイルウイルスに感染した可能性のある新生児。
- * 経胎盤感染が疑われる例。
- * 患者検体や死亡鳥を検査していた研究者が指を刺して感染した例。

ウエストナイル熱の病原体・血清検査 (確定診断には必須)

以下のいずれか

- * ウエストナイルウイルスが血液あるいは脳脊髄液から分離される。
- * ウエストナイルウイルス遺伝子が血液あるいは脳脊髄液中に検出される
- * ウエストナイルウイルス特異的IgMが血液あるいは脳脊髄液中に検出される。
- * ウエストナイルウイルス特異的IgG(中和法で確認する)が血液中に検出され、ペア血清において上昇が確認される。

注意

- * なお、特異的IgM、中和抗体とも日本脳炎ウイルスと交叉するので、日本脳炎ウイルスに対するよりも高値であることを確認する必要がある。
 - * IgMにおいてもペア血清で上昇を確認することが望ましい。
-

病原体・遺伝子検査法

ウイルス分離

- * 蚊培養細胞(C6/36)を用いた分離

遺伝子検出

- * RT-PCR法、リアルタイムPCR法
- * 塩基配列の確認

抗体検査法

IgM-ELISA法: ウイルス特異性比較的高い

中和抗体測定法: ウイルス特異性比較的高い

HI抗体測定法: ウイルス特異性低い(他の
関連ウイルスと交叉する)

本邦で初めて確認された ウエストナイル熱患者

確定診断までの過程

日本脳炎(JaGAR株) HI:1280x

	9月10日	9月20日
WNV ウイルス分離	陰 性	未実施
RT-PCR	陰 性	未実施
IgM 捕捉 ELISA	陽 性	陽 性

中和抗体価	9月10日	9月20日
ウエストナイルウイルス	40	640
日本脳炎ウイルス	10	20
セントルイス脳炎ウイルス	<10	40

治療法、予防法

1. ウエストナイル熱・脳炎いずれも特異的な治療法はなく、対症療法
2. ワクチンはない
3. 予防は感染蚊に刺されないこと
4. 啓発、蚊対策重要

動物における ウエストナイルウイルス感染

- * ウマ: 感受性高い、脳炎発症しかし感染源とはならない
- * イヌ: 感染するが症状示さない
- * ネコ: 感染するが症状示さない

ワクチン開発の現状(日本)

- * 組織培養細胞(ベロ細胞)由来
不活化ワクチン
動物: 防御免疫誘導

ワクチン開発の現状(海外)

- * キメラワクチン(黄熱-WNV)
動物: 防御免疫誘導
ヒトで第一相試験
- * DNAワクチン(遺伝子導入ワクチン)
動物用米国認可
- * 不活化ワクチン
動物用米国認可

ワクチン開発の問題点

- * ウエストナイルウイルスに対する防御免疫の本体の理解まだ不十分。
- * 実際にワクチンがヒトの感染を防御することをどのようにして示すか(保障するか)。

ウエストナイルウイルス感染防御と 日本脳炎ワクチン

- * 動物実験では防御するという報告あり。
- * 一方日本脳炎ワクチン接種者のウエストナイルウイルスに対する中和抗体価は十分ではないとの報告あり。
- * 人でも日本脳炎ワクチンがウエストナイルウイルス感染を防御するかは不明。
- * 日本脳炎ワクチンはあくまで日本脳炎用と考えるべき。

ウエストナイルウイルスの問題点

1. 自然界で鳥-蚊のサイクルで維持される。
2. 媒介する蚊の種類が多い。40種以上
3. 多くの種類のトリが高いウイルス血症を示す。
4. 一度侵入すれば駆逐することは困難と考えられる。

平成 18 年 7 月 12 日
農林水産省動物衛生課

ウエストナイルウイルス感染症対策について

1 経緯

ウエストナイルウイルス感染症（家畜伝染病である「馬」の「流行性脳炎」の一つ）は、我が国では未発生の感染症であるが、14年9月、米国における発生状況を踏まえ、専門家による検討会を設置し、15年1月、ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアル（国内におけるサーベイランス及び発生時における防疫措置を規定）を策定した。

2 現状

（1）ワクチン備蓄

ア 我が国において、本病ウイルスの存在が確認された際の緊急対応に備え、15年度より米国等で認可されている馬用の不活化ワクチンの緊急輸入対策を実施し、現在、13,700ドーズを備蓄している。

イ 備蓄ワクチンは、我が国において本病ウイルスの存在が確認された場合に、その浸潤状況、専門家の意見等を踏まえて、動物衛生課がその使用の可否について検討することとしている。

（2）サーベイランス

マニュアルに基づき、都道府県において、蚊及び野鳥のサーベイランスを実施。

	15年度	16年度	17年度
蚊	11,361検体 (72か所)	12,737検体 (85か所)	10,784検体 (96か所)
野鳥	312検体 (249か所)	230検体 (164か所)	267検体 (177か所)

(3) 侵入防止対策

米国及びカナダからの輸入馬に対して、家畜伝染病予防法に基づき、①60日間半径50km以内に本病の発生がない農場由来であること、または、②有効な予防注射を受けていること、の証明を求めている。

※ なお、本年7月14日、専門家による検討会を開催し、①現在、承認審査中の不活化ワクチンの承認後の取扱い、②効果的かつ効率的なサーベイランスのあり方等について検討する。

ウエストナイル熱への厚生労働省の対応状況について
(平成18年7月12日現在)

1 ウエストナイル熱についての調査・研究

(1) 厚生科学研究等の実施

- ①厚生科学研究（平成11年度「西ナイル病を含むフラビウイルスの疫学・診断治療のガイドライン作成のための緊急研究」主任研究者 五十嵐章教授 長崎大学熱帯医学研究所）
- ②厚生科学研究（平成12年度より「節足動物媒介性ウイルスに対する診断法の確立、疫学及びワクチン開発に関する研究」主任研究者 倉根一郎部長 国立感染症研究所）
- ③厚生労働研究（平成17年度より「ウエストナイルウイルス侵入に備えての診断、予防対策への基盤的研究」主任研究者 倉根一郎部長 国立感染症研究所）
- ④科学技術連携施策群新興・再興感染症（平成17年度より「野鳥由来のウイルスの生態解明とゲノム解析」研究代表者 山田章雄部長 国立感染症研究所）

(2) 米国の発生情報及び対応情報の収集

- ① 米国への職員派遣（平成14年及び15年）
- ② CDC等の関係機関のHPからの情報収集

2 国民・医療機関等への情報提供

(1) 医師・検査担当者等の専門家への情報提供

- ①「ウエストナイル熱の診断・治療ガイドライン」の作成・HP公開・医療機関への冊子の配布
- ②「ウエストナイル熱の検査マニュアル」の作成・関係機関への配布
- ③「ウエストナイル熱の検査法に関する講習会」の開催（地方衛生研究所及び関係機関の検査担当者が対象）
- ④「ウエストナイル熱流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる患者への診療・入院に関する対応要領」の周知（平成16年6月10日）

(2) 一般国民への情報提供

- ①「ウエストナイル熱・脳炎Q&A」の作成・HP公開
- ②パンフレット国民への啓発用冊子「ウエストナイル熱を知っていますか」を作成し、自治体及び検疫所に配布（平成15年夏期より（平成16年4月、平成17年6月改訂））
- ③米国CDC作成のWN熱啓発用CD-ROMの日本語版の作成・配布等（平成16年6月10日）
- ④外渡航者へのウエストナイル熱の感染症予防の啓発等について（直近は平成17年10月3日）

3 感染症法上に位置づけ

- (1) ウエストナイル熱（脳炎を含む）を平成14年11月1日に感染症法上の四類感染症に指定（医師の届出を義務づけ）
- (2) 感染症法改正（平成15年10月16日公布）を踏まえ、ウエストナイル熱を含む4類感染症についても、対物措置（駆除、消毒等）の対象とする（平成15年11月5日）
- (3) ウエストナイル熱に感染した鳥類を診断した場合の獣医師の届出義務（平成16年10月1日施行）
- (4) 輸入動物の届出制度の創設（輸入鳥類については、ウエストナイル熱対策のための衛生管理を義務づけ：平成17年9月1日施行）

4 検疫所での対応

- (1) 旅行者への情報提供及び健康相談
 - ①米国等への旅行者の出国・帰国時に、注意喚起及び健康相談を実施（直近は平成17年10月3日）
- (2) 蚊のウイルス保有調査
米国等流行地からの航空機の客室、コンテナ貨物について蚊族調査を実施すると共に、空・海港地区で採取した蚊のウイルス保有検査を実施（現在までに約5万6千匹について実施し、結果は全て陰性）。（参考資料4）

5 関係省庁との連携

- (1) 関係6省庁（農林水産省、環境省等）と連携を図るため連絡会議を開催（第1回：14年10月4日、第2回：14年10月25日、第3回15年6月13日、第4回16年8月9日、第5回17年8月9日）
- (2) 農林水産省の「ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアル」策定検討会に参加（平成14年度）

6 輸血血液の安全性確保

- (1) 献血者の健康状態の確認を徹底。献血は、帰国後4週間以降とすることとし、問診マニュアルを改定。（帰国後に健康上の問題があった場合には採血を行わない）
- (2) 米国からの輸入血漿を原料として国内で製造される血漿分画製剤の安全確認の実施を製造販売業者へ指示。

7 臓器移植等における安全性の確保

- (1) ドナー候補者に対し4週間以内の渡航歴を確認。
- (2) 渡航歴のあるドナー候補者に対してはPCR検査等を行い、移植の可否等を判断。

8 流行予測のためのカラスのサーベイランス体制の整備

(1) 市民から寄せられた死亡カラスの発見情報の活用

① 自治体に依頼 (平成14年12月13日通知)

保健所などへの住民等からの通報をサーベイランスに活用するよう依頼

② 警察庁に依頼 (平成14年12月13日通知)

警察への通報を保健所へ回送するよう依頼

(2) 都市部の公園等での死亡カラス数の調査 (平成15年1月30日通知)

自治体に調査協力を依頼。死亡数の異常な増加の早期検知を目的。

平成14年度の厚生科学研究により東京都及び神奈川県でモデル事業実施。平成16年4月からは全国に広げ、現在、環境省の協力も得て、全国170ヶ所の公園と5国際空港で調査を実施。

9 輸入の鳥類の監視体制の整備

感染症法の改正により、新たに輸入動物の届出制度を創設し、輸入鳥類については、ウエストナイル熱に関する輸出国の衛生証明書を添付した上での届出を義務化 (平成17年9月1日施行)

10 WNVの媒介蚊対策ガイドラインの配布

平成14年度厚生労働科学研究で取りまとめられた「ウエストナイル熱媒介蚊対策ガイドライン」を、結核感染症課から自治体、関係機関等に配布 (平成15年6月18日)。

また、環境省より殺虫剤フェンチオンの鳥類に対する毒性調査の結果が通知されたことを受け、自治体に対し、ウエストナイル熱の媒介蚊対策においてフェンチオンを使用することを差し控えるよう通知 (平成17年7月22日)

11 自治体における病原体保有調査

都道府県等において、鳥類及び蚊の病原体保有状況調査を実施。

- ・平成15年度；蚊12,376匹(6自治体)、野鳥179羽(8自治体)
- ・平成16年度；蚊28,932匹(10自治体)、野鳥95羽(9自治体)
- ・平成17年度；蚊61,750匹(15自治体)、野鳥104羽(9自治体)

富山県における感染症媒介蚊の発生実態調査

2003～2005年の成績まとめ

富山県衛生研究所
再任用主任：渡辺 護

目的および成虫調査

- ウエストナイル熱、デング熱、マラリアなどの蚊媒介性感染症の国内への侵入・流行に備え、地方都市「富山」における蚊の発生状況を明らかにする。
- 一般住宅の敷地内の蚊、カラスのねぐら近くの蚊の発生状況を把握する。
- 一般住宅は、都市住宅街、郊外大規模住宅団地、海岸地域、農村地域、農村地域新興住宅団地などから7軒を選んだ。
- カラスのねぐらは、都市公園と郊外を選定した。
- カラスのねぐら近くでは地面と巣に近い高所にもトラップを設置した。



猪口型;単一4個並列

CDC型;単一4個直列

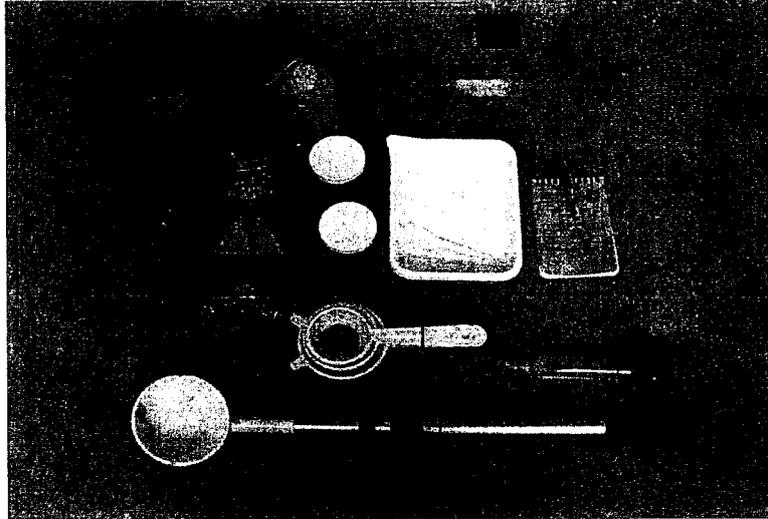
(トラップの側にドライアイス 1kg を併置;矢印)

成虫調査用誘引トラップ

幼虫の生息調査

- いざと言う時に、住民に最も身近な厚生センター（旧保健所）に蚊の生息場所を把握してもらう。
- 県下10箇所の厚生センター・保健所が調査。
- いろいろな場所で、溜まり水環境を調査する。

幼虫の調査方法



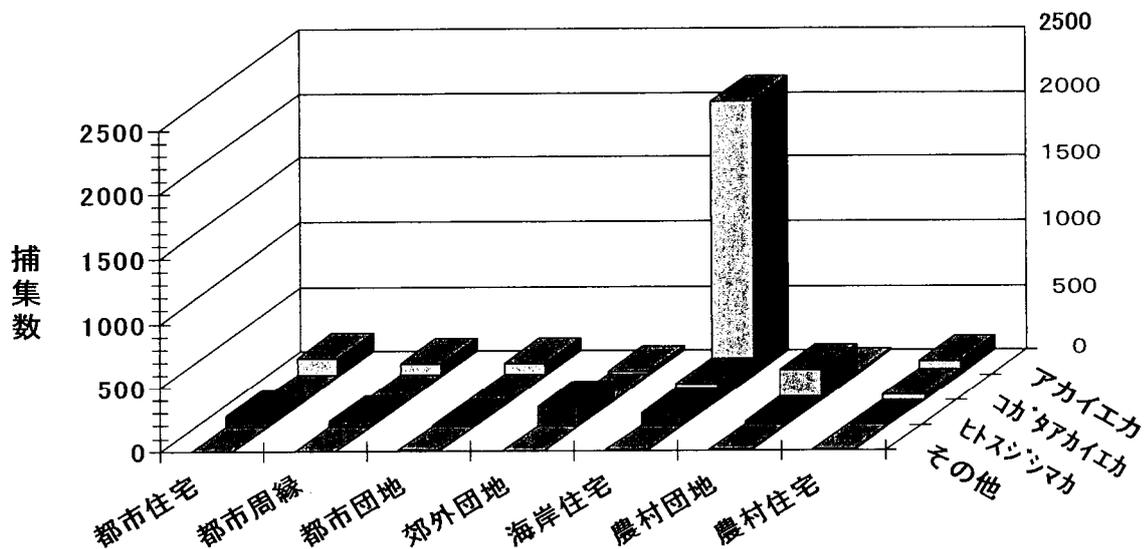
溜水環境の大きさにより柄杓やスポイトを使い分ける。
小さな容器などは全水を採取する。

調査結果の概要(1)

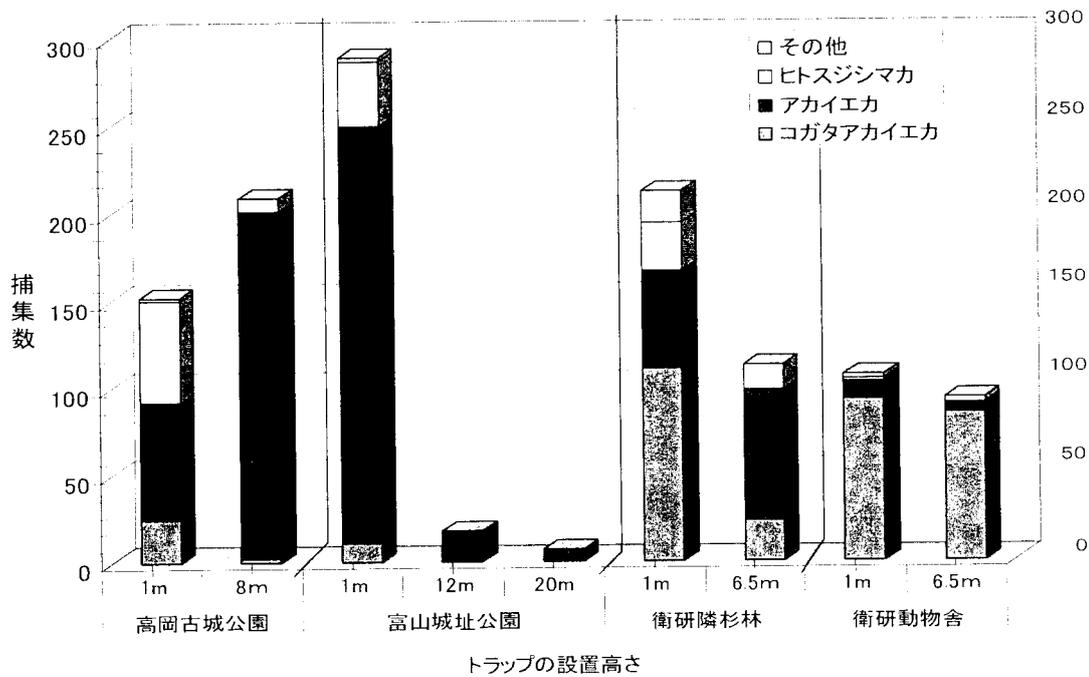
- 全ての成虫調査地点で、ウエストナイル熱、デング熱、日本脳炎を媒介するアカイエカ、ヒトスジシマカ、コガタアカイエカが採集された。
- アカイエカはほとんどの地点で多数捕集される。
- ヒトスジシマカは都市部住宅街など、純住宅街で多数が捕集される傾向が強い。
- コガタアカイエカは農村地域で圧倒的に多数が捕集される。

調査結果の概要(2)

- カラスのねぐら近くでは、都市公園においてはアカイエカが多数捕集される。
- 郊外ではコガタアカイエカが多数を占めた。
- 高い位置のトラップでは、アカイエカの捕集が多数を占める傾向が見られる。
- ヒトスジシマカは高い位置のトラップでは捕集されない。



「一般住宅」における定点別蚊種別捕集数
(雌雄合計、2003～2005年)



「カラスのねぐら近く」定点におけるトラップの高さ別蚊捕集数と種構成

調査溜水数と有水率および幼虫生息率 (2004～2005年)

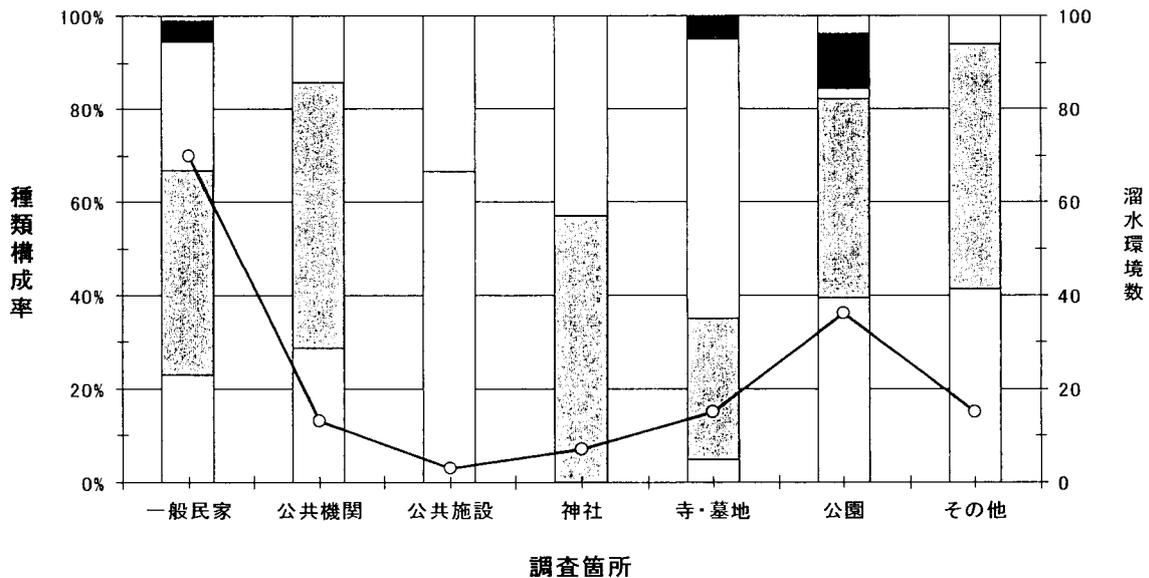
調査箇所	調査箇所数	調査溜水種数	調査溜水数	有水溜水数	有水率 ¹ (%)	幼虫生息溜水数	生息率 ² (%)	生息蚊(数/種数)
一般民家	35	42	263	213	81.0	70	32.9	1,592/5
公共機関	13	7	61	55	90.2	13	23.6	260/4
公共施設	4	4	10	9	90.0	3	33.3	27/2
神社	17	16	90	83	92.2	11	13.3	91/2
寺・墓地	7	11	78	46	59.0	15	32.6	295/4
公園	12	9	204	130	63.7	36	27.7	1,327/5
その他	12	9	91	70	76.9	15	21.4	915/4
計	100	54	797	606	76.4	163	26.9	4,497/7

有水率(%) = 有水溜水環境数 ÷ 調査溜水環境数 × 100
 生息率(%) = 幼虫生息溜水環境数 ÷ 有水溜水環境数 × 100

幼虫調査を行った54種溜水環境(2004~2005年)

溜水環境	調査数	有水数	有水率	生息数	生息率	溜水環境	調査数	有水数	有水率	生息数	生息率
雨水槽	360	240	66.7	39	16.3	フライパン	1	1	100	1	100
排水槽	7	7	100	3	42.9	発泡魚箱	1	1	100	1	100
排水・用水溝	39	33	84.6	6	18.2	御手洗	7	7	100	1	14.2
風呂桶	8	8	100	5	62.5	手水鉢	3	2	66.7	2	100
ベビーバス	4	4	100	0	0	石鉢	8	8	100	3	37.5
水槽(大)	6	6	100	4	66.7	庭石くぼみ	3	2	66.7	1	50.0
ドラム缶	1	1	100	1	100	金属水盤	5	5	100	0	0
かめ	11	11	100	8	72.7	蛇口洗い場	10	9	90.0	2	22.2
味噌樽(木製)	3	3	100	2	66.7	タイヤ	6	6	100	3	50.0
水草鉢	8	7	87.5	3	42.9	タイヤカバー	6	6	100	0	0
タライ	2	2	100	0	0	墓地花立	49	17	34.7	4	23.5
堀(城址)	4	4	100	0	0	花立(大)	3	3	100	0	0
池	23	23	100	1	4.3	樹洞	7	6	85.7	6	100
人工滝	2	2	100	1	50.0	竹切り株	48	34	70.8	13	38.2
地表水溜り	10	7	70.0	0	0	ボール穴	3	3	100	1	33.3
ブルーシート	7	6	85.7	2	33.3	1字パイプ	2	2	100	1	50.0
大小容器蓋	2	2	100	0	0	ペットボトル	1	1	100	0	0
大型容器	18	17	94.4	2	11.8	ブロック穴	11	8	72.7	3	37.5
中型容器	5	5	100	2	40.0	雨水枡取手	2	1	50.0	1	100
小型容器	17	17	100	6	35.3	鳥籠受け皿	1	1	100	1	100
ボール・バット	13	13	100	12	92.3	放置植木鉢	2	2	100	0	0
コップ・カップ	8	8	100	2	25.0	鉢受け皿	7	7	100	3	42.9
花びん	3	3	100	0	0	如雨露	2	2	100	0	0
缶(小)	9	9	100	5	55.6	スノーボード	1	1	100	0	0
バケツ(大)	2	2	100	2	100	ママさんダンプ	2	2	100	1	50.0
バケツ(小)	30	30	100	9	30.0	一輪車・他	3	2	100	0	0
洗面器	1	1	100	0	0	計	797	610	76.5	163	26.7

アカイエカ ヒトスジシマカ ヤマトヤブカ トラフカクイカ その他 ○—生息溜水数



各調査箇所における溜水環境の種類構成率(2004~2005年)

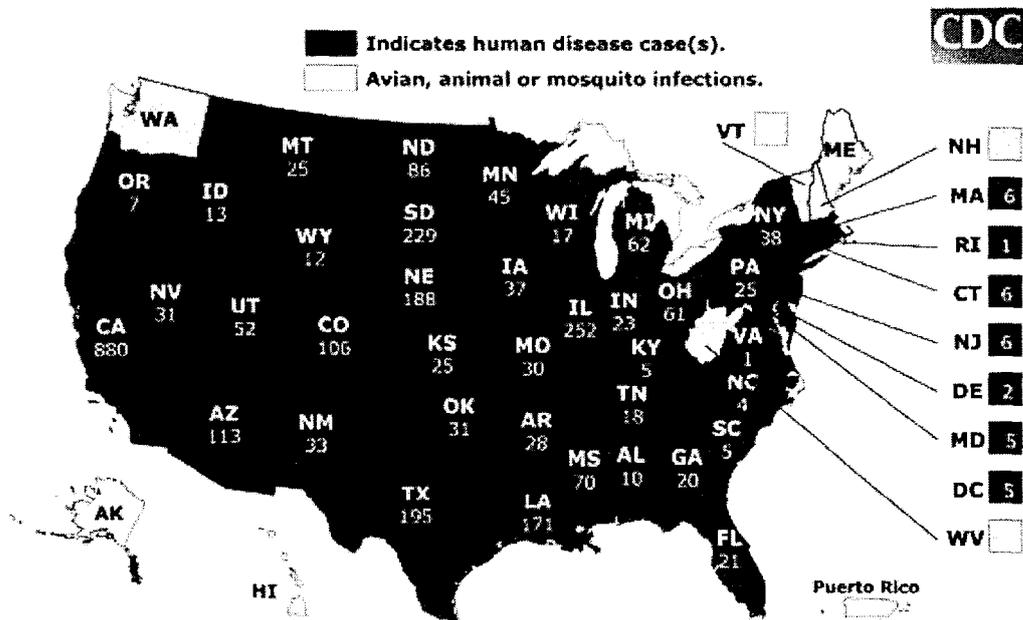
2005年 米国での患者発生数(最終統計)

(米国 CDC 集計)

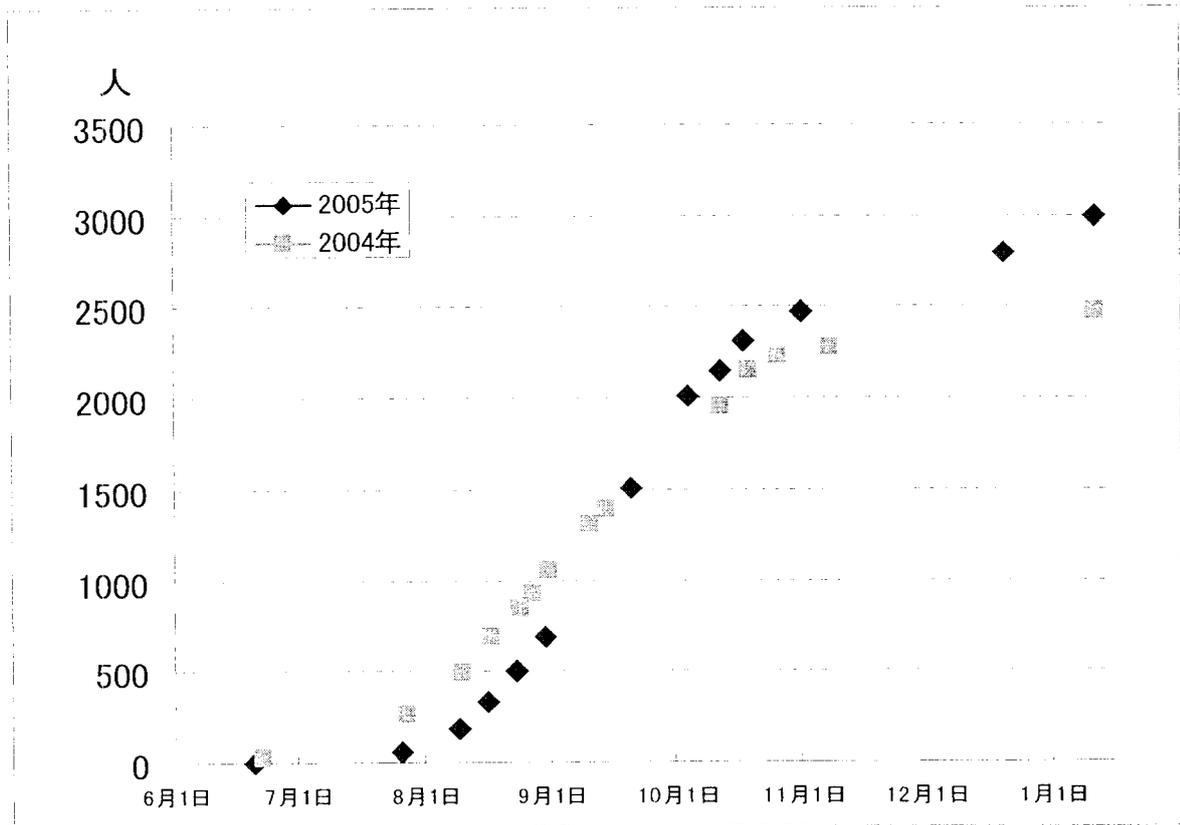
州 (42)	ウエストナイル 脳炎又は髄膜炎	ウエストナイル熱	その他の症状	死者数	総数
アラバマ	6	4	0	2	10
アリゾナ	50	61	2	5	113
アーカンサス	13	15	0	4	28
カリフォルニア	299	534	47	19	880
コロラド	21	85	0	2	106
フロリダ	10	11	0	1	21
コネチカット	4	2	0	1	6
デラウェア	1	0	1	0	2
ジョージア	9	7	4	2	20
アイダホ	3	10	0	0	13
イリノイ	134	91	27	13	252
インディアナ	10	2	11	1	23
アイオワ	14	21	2	2	37
カンザス	17	8	0	1	25
ケンタッキー	5	0	0	1	5
ルイジアナ	107	54	0	11	171
マリーランド	4	1	0	0	5
マサチューセッツ	4	2	0	1	6
ミシガン	52	8	2	4	62
ミネソタ	18	27	0	3	45
ミシシッピ	39	31	0	6	70
ミズーリ	17	13	0	3	30
モンタナ	8	17	0	0	25
ネブラスカ	55	133	0	5	188
ネバダ	14	15	2	1	31
ニュージャージー	3	3	0	0	6
ニューメキシコ	20	13	0	2	33
ニューヨーク	30	8	0	4	38
ノースカロライナ	2	2	0	0	4
ノースダコタ	12	74	0	0	86

オハイオ	46	15	0	2	61
オクラホマ	17	14	0	1	31
オレゴン	1	6	0	0	7
ペンシルバニア	14	11	0	2	25
ロードアイランド	1	0	0	0	1
サウスカロライナ	5	0	0	1	5
サウスダコタ	35	193	1	2	229
テネシー	15	3	0	1	18
テキサス	128	67	0	11	195
ユタ	21	31	0	1	52
バージニア	0	1	0	0	1
ウィスコンシン	11	6	0	2	17
ワイオミング	6	6	0	2	12
合計	1294	1607	99	119	3000

国立感染症研究所感染症情報センターホームページより
<http://www.nih.go.jp/vir1/NVL/WNVhomepage/WN.html#2003news>



CDCホームページより
<http://www.cdc.gov/ncidod/dvbid/westnile/Mapsactivity/surv&control05Maps.htm>



(米国 CDC 集計を基に作成)

2006 年 米国での患者発生数(6 月 27 日現在)

(米国 CDC 集計)

州	ウエストナイル脳炎/髄膜炎	ウエストナイル熱	その他の症状	死者数	総数
コロラド	1	0	0	0	1
ミシシッピ	1	0	0	0	1
テキサス	2	0	0	0	2
総数	4	0	0	0	4

CDCホームページより

(http://www.cdc.gov/ncidod/dvbid/westnile/surv&controlCaseCount06_detailed.htm)

照会先：厚生労働省健康局結核感染症課
課長：塚原（内線 2370）
担当者：前田（内線 2373）
三木（内線 2376）
電話：代表 03-5253-1111
夜間直通 03-3595-2263

平成17年10月3日

米国から帰国したウエストナイル熱患者の輸入感染症例について

今般、米国より帰国した男性が、ウエストナイル熱に感染していたことが確認されましたので、その経過等についてお知らせします。

1. 患者に関する情報

① 年齢・性別 30才代 男性

② 渡航歴

平成17年8月24日出国し、8月28日から9月4日まで米国内（ロサンゼルス）に滞在後、9月5日に帰国。

③ 症状

帰国時に発熱及び頭痛、その後発疹。9月7日に近くの医療機関を受診。9月10日、川崎市立川崎病院を受診、その後回復。

2. 検査に関する情報

(1) IgM ELISA

ウエストナイルウイルスに対する特異的IgM抗体陽性。

(2) 中和試験

ウエストナイルウイルスに対する特異的中和抗体を認め、ペア血清で4倍以上の上昇。

(3) PCR 検査は陰性。

以上の検査結果及び臨床症状等を踏まえ、担当医師によりウエストナイル熱と診断されたものである。

なお、患者は、帰国前に滞在した米国においてウエストナイル熱に感染した可能性が高いと判断される。

3. 厚生労働省の対応

本日、自治体及び日本医師会に通知し、ウエストナイル熱の流行地域より入国し、当該疾病が疑われる患者の診療・入院に関する対応について、再度周知徹底を通知するとともに、流行地への渡航者に対しても、感染防止のための注意喚起を図る予定。

(注) ウエストナイルウイルスは、ヒト→蚊→ヒト感染、ヒト→ヒト感染することはない。また、感染した患者から感染が拡大することはない。

平成17年輸入動物統計

参考資料3

出典：輸入動物届出業務処理システム(IANOS)データ
 ※ 届出対象外の動物(家きん等)を除く。

鳥類内訳	輸出国	9月		10月		11月		12月		総計	
		届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量
総計		216	9,273	307	12,662	292	10,763	160	5,211	975	37,909
ダチョウ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シギダチョウ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミスナギドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペンギン目		0	0	1	6	0	0	1	6	2	12
	ニュージーランド	0	0	1	6	0	0	0	0	1	6
	アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	1	6	1	6
アビ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カイツブリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペリカン目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コウノトリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フラミンゴ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タカ目		10	27	16	68	7	20	5	18	38	133
	英国	7	19	16	68	7	20	1	1	31	108
	ウクライナ	0	0	0	0	0	0	2	11	2	11
	ドイツ	3	8	0	0	0	0	0	0	3	8
	ベルギー	0	0	0	0	0	0	1	5	1	5
	オランダ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
キジ目		6	270	14	211	3	45	0	0	23	526
	台湾	4	160	7	170	3	45	0	0	14	375
	ベルギー	2	110	7	41	0	0	0	0	9	151
ツル目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チドリ目		1	6	0	0	0	0	0	0	1	6
	ガーナ	1	6	0	0	0	0	0	0	1	6
ハト目		10	116	27	1,135	32	885	29	660	98	2,796
	ベルギー	6	40	21	1,016	18	510	24	624	69	2,190
	台湾	3	66	4	112	7	164	0	0	14	342
	オランダ	0	0	0	0	4	180	3	18	7	198
	米国	1	10	0	0	1	16	1	14	3	40
	英国	0	0	1	5	1	11	1	4	3	20
	シンガポール	0	0	1	2	1	4	0	0	2	6
オウム目		115	2,929	153	3,038	153	2,451	85	1,195	506	9,613
	台湾	82	2,558	97	2,340	80	1,638	26	614	285	7,150
	オランダ	3	74	19	364	15	223	16	212	53	873
	シンガポール	16	51	25	98	45	457	36	176	122	782
	チェコ	7	135	8	231	3	35	0	0	18	401
	ナミビア	0	0	0	0	0	0	2	150	2	150
	米国	0	0	4	5	5	75	2	21	11	101
	ベルギー	1	40	0	0	3	21	1	20	5	81
	スリナム	5	70	0	0	0	0	0	0	5	70
	オーストラリア	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
	ドイツ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	スイス	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	ニュージーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
ツバメケイ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カッコウ目		3	105	0	0	0	0	0	0	3	105
	ガーナ	3	105	0	0	0	0	0	0	3	105
フクロウ目		2	3	4	7	0	0	7	22	13	32
	オランダ	0	0	0	0	0	0	2	11	2	11
	英国	2	3	4	7	0	0	0	0	6	10
	ベルギー	0	0	0	0	0	0	3	7	3	7
	ウクライナ	0	0	0	0	0	0	2	4	2	4
ヨタカ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アマツバメ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ネズミドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キヌバネドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フッポウソウ目		0	0	1	1	1	4	1	12	3	17
	シンガポール	0	0	1	1	1	4	1	12	3	17
キツツキ目		2	11	1	5	4	23	1	10	8	49
	シンガポール	0	0	1	5	4	23	0	0	5	28
	スリナム	2	11	0	0	0	0	0	0	2	11
	アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10
スズメ目		67	5,806	90	8,191	92	7,335	31	3,288	280	24,620
	台湾	59	5,401	77	6,877	57	4,228	20	2,403	213	18,909
	タンザニア	0	0	0	0	15	2,440	0	0	15	2,440
	韓国	0	0	5	1,200	1	60	4	300	10	1,560
	ベルギー	3	305	5	62	7	149	2	230	17	746
	スペイン	0	0	0	0	10	358	0	0	10	358
	メキシコ	0	0	0	0	0	0	4	290	4	290
	オランダ	3	42	3	52	1	50	1	65	8	209
	シンガポール	2	58	0	0	1	50	0	0	3	108

平成18年輸入動物統計

出典: 輸入動物届出業務処理システム(IANOS)データ
 ※ 届出対象外の動物(家きん等)を除く。

鳥類内訳	輸出国	1月		2月		3月		4月		5月		総計	
		届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量	届出件数	届出数量
総計		240	7,871	226	7,844	332	11,449	299	13,777	227	10,759	1,324	51,700
ダチョウ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シギダチョウ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミズナギドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペンギン目		1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	韓国	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
アビ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カイツブリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペリカン目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コウノトリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フラミンゴ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タカ目		3	16	2	11	1	4	0	0	0	0	6	31
	英国	3	16	2	11	0	0	0	0	0	0	5	27
	チエコ	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4
キジ目		3	19	5	48	6	210	2	70	4	40	20	387
	台湾	1	5	3	32	6	210	2	70	1	20	13	337
	オランダ	2	14	2	16	0	0	0	0	0	0	4	30
	ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	3	20	3	20
ツル目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハト目		19	436	32	1,227	27	849	15	397	14	365	107	3,274
	ベルギー	15	344	23	964	19	652	12	356	8	280	77	2,596
	台湾	2	80	6	213	6	172	3	41	4	51	21	557
	ドイツ	1	10	2	30	1	17	0	0	0	0	4	57
	米国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	1	24
	シンガポール	1	2	1	20	0	0	0	0	0	0	2	22
	韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10
	英国	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	1	8
オウム目		131	1,971	119	1,958	196	3,305	190	4,088	124	2,321	760	13,643
	台湾	67	1,482	66	1,367	126	2,492	113	3,600	88	2,089	460	11,030
	オランダ	1	40	28	409	13	464	0	0	0	0	42	913
	シンガポール	30	192	16	81	44	211	42	191	34	178	166	853
	ベルギー	32	256	0	0	6	63	30	248	0	0	68	567
	米国	0	0	9	101	6	63	4	24	2	54	21	242
	アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	1	25
	スペイン	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	1	12
	ドイツ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ツメバケイ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カッコウ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フクロウ目		10	38	0	0	3	8	2	9	0	0	15	55
	英国	7	20	0	0	0	0	2	9	0	0	9	29
	オランダ	3	18	0	0	3	8	0	0	0	0	6	26
ヨタカ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アマツバメ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ネズミドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キヌバネドリ目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フッポウソウ目		1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	4
	シンガポール	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	オランダ	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
キツキ目		0	0	0	0	1	1	1	10	0	0	2	11
	アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	1	10
	ベルギー	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
スズメ目		72	5,386	67	4,598	98	7,072	89	9,203	85	8,033	411	34,292
	台湾	59	4,362	49	3,931	78	5,127	78	7,388	68	5,772	332	26,580
	韓国	2	500	4	400	8	1,680	7	1,450	6	1,940	27	5,970
	ベルギー	1	70	10	135	12	265	0	0	8	136	31	606
	シンガポール	0	0	0	0	0	0	4	365	2	183	6	548
	メキシコ	7	310	0	0	0	0	0	0	0	0	7	310
	オランダ	3	144	4	132	0	0	0	0	0	0	7	276
	米国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2

検疫所におけるウエストナイルウイルスの調査結果について

① 北米からの直行便における機内及びコンテナ貨物の蚊族調査成績

	実施機数(機)	調査結果	備考
平成 14 年	211	1 機から 1 匹捕獲 (ウイルス保有検査は陰性)	成田・関西・名古屋空港
平成 15 年	1,193	6 機から 6 匹捕獲 (ウイルス保有検査は陰性)	成田・関西・名古屋空港
平成 16 年	1,460	12 機から 12 匹捕獲 (ウイルス保有検査は陰性)	成田・関西・名古屋空港
平成 17 年	418	1 機から 1 匹捕獲 (ウイルス保有検査は陰性)	成田・関西、 名古屋及び中部空港
平成 18 年	102	捕獲実績なし	成田・関西・中部空港
計	3,384	20 機から 20 匹捕獲 (ウイルス保有検査は陰性)	成田空港・関空、 名古屋及び中部空港

※ 平成 18 年 6 月末日までの実績を掲載。

② 空・海港における蚊族調査成績

	捕獲数	ウイルス保有検査結果	備考
平成 12 年	3,631	陰性	全検疫所
平成 13 年	17,247	陰性	全検疫所
平成 14 年	14,373	陰性	全検疫所
平成 15 年	8,832	陰性	全検疫所
平成 16 年	6,112	陰性	全検疫所
平成 17 年	3,579	陰性	全検疫所
平成 18 年	2,848	陰性	全検疫所
計	56,622	陰性	全検疫所

※平成 18 年 6 月末日までの実績を掲載。



健感発第 0810001 号
食安検発第 0810001 号
平成 17 年 8 月 10 日

各検疫所長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)
食品安全部検疫所業務管理室長
(公印省略)

海外渡航者へのウエストナイル熱の感染症予防啓発等について

米国では、特に西海岸や南部を中心とした多くの州でウエストナイル熱の患者発生件数が増加しており、平成17年8月2日現在で、100人以上が感染し、3名が死亡しているとの情報があり、また、今後、夏期休暇等で発生地域へ渡航する人が増えることが予想されます。

こうしたことから、平成17年6月23日付け事務連絡で配布しております海外渡航者向けの普及啓発パンフレット「ウエストナイル熱を知っていますか？」を活用の上、海外渡航者及び関係機関に対するウエストナイル熱対策の注意喚起について対応願います。

なお、ウエストナイル熱の主要発生国である米国が流行期であることから、貴管内におけるウエストナイル熱の媒介蚊対策について、来航する航空機への媒介蚊対策の指導、航空機内及び空港等における媒介蚊のサーベイランス等、一層の徹底を図るようお願いします。



健感発第 1003002 号
平成 17 年 10 月 3 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

ウエストナイル熱の流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる
患者の診療・入院に関する対応要領の周知徹底について

標記については、平成 16 年 6 月 10 日付け健感発第 0610001 号をもって通知したところですが、今般、別紙のとおり、我が国で初めてウエストナイル熱流行地域からの入国者で輸入感染症例が確認されました。

については、米国等国外における流行が続いていることを踏まえ、引き続き、同通知の別紙対応要領「ウエストナイル熱流行地からの入国者が発熱・頭痛等を訴えて医療機関に受診があった場合の対応について」を踏まえ、医療機関等の関係者に対する周知徹底を要請します。

照会先；厚生労働省健康局結核感染症課
課 長；塚原（内線 2370）
担当者；前田（内線 2373）
 三木（内線 2376）
電 話；代表 03-5253-1111
 夜間直通 03-3595-2263

平成17年10月3日

米国から帰国したウエストナイル熱患者の輸入感染症例について

今般、米国より帰国した男性が、ウエストナイル熱に感染していたことが確認されましたので、その経過等についてお知らせします。

1. 患者に関する情報

① 年齢・性別 30才代 男性

② 渡航歴

平成17年8月24日出国し、8月28日から9月4日まで米国内（ロサンゼルス）に滞在後、9月5日に帰国。

③ 症状

帰国時に発熱及び頭痛、その後発疹。9月7日に近くの医療機関を受診。9月10日、川崎市立川崎病院を受診、その後回復。

2. 検査に関する情報

(1) IgM ELISA

ウエストナイルウイルスに対する特異的 IgM 抗体陽性。

(2) 中和試験

ウエストナイルウイルスに対する特異的中和抗体を認め、ペア血清で4倍以上の上昇。

(3) PCR 検査は陰性。

以上の検査結果及び臨床症状等を踏まえ、担当医師によりウエストナイル熱と診断されたものである。

なお、患者は、帰国前に滞在した米国においてウエストナイル熱に感染した可能性が高いと判断される。

3. 厚生労働省の対応

本日、自治体及び日本医師会に通知し、ウエストナイル熱の流行地域より入国し、当該疾病が疑われる患者の診療・入院に関する対応について、再度周知徹底を通知するとともに、流行地への渡航者に対しても、感染防止のための注意喚起を図る予定。

(注) ウエストナイルウイルスは、ヒト-蚊-ヒト感染、ヒト-ヒト感染することはない。また、感染した患者から感染が拡大することはない。

健感発第 1003003 号
食安検発第 1003003 号
平成 17 年 10 月 3 日

各検疫所長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)
食品安全部検疫所業務管理室長
(公印省略)

海外渡航者へのウエストナイル熱の感染症予防啓発等の周知徹底について

標記については、平成 17 年 8 月 10 日付け健感発第 0810001 号・食安検発第 0810001 号をもって通知したところですが、今般、別紙のとおり、我が国で初めてウエストナイル熱流行地域からの入国者で輸入感染症例が確認されました。

については、米国等国外における流行が続いていることを踏まえ、海外渡航者に対するウエストナイル熱対策の一層の注意喚起と関係機関に対する周知の徹底を要請します。